

新生

Shinsei

社報タイトル「新生」は社内
で掲げる平成 27 年の標語で
す。

No.116

発行責任者 / 小 林 政 氏

発 行 日 / 2015 年 2 月 1 日

● 会計 ● 相続 ● 経営コンサルティング

KOBAYASHI GORDON

小林合同会計

代表社員 税 理 士	小 林 政 氏	代表社員 税 理 士	小 林 政 仁
税 理 士	山 野 基 尚	税 理 士	須 賀 保 雄

税理士法人 小林合同会計

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL (048) 253-5668 FAX (048) 253-7602
<http://www.e-cg.co.jp>

新年会

平成27年1月21日（水）に当社の恒例行事である「川崎大師への祈願」及び「新年会」を行いました。

当日は、まだ薄暗い午前5時過ぎ、神奈川にある川崎大師・交通安全祈祷殿に集合。大本堂でのお護摩祈願、交通安全祈願を行ったのち、会社へ戻りました。

お護摩は梵語で「焚く」「焼く」の意味を持ち、仏の智慧の火で煩惱を焼き清め、大厄を消除し、家内安全・商売繁盛・病氣平癒など開運をもたらすものとされています。



川崎大師 初大師について

1月21日は初大師（はつだいし）または初弘法（はつこうぼう）という縁日。神奈川県川崎大師や京都府の東寺は、多くの人でにぎわいます。

21日は真言宗の開祖である弘法大師空海の入寂の日（AD835 3/21）であることから毎月この日に大師参り（たいしまいり）と称して大師堂に参拝します。

1月21日はその大師参りの新年最初の日と言うことで、初大師・初弘法と呼ばれ、何時にも増して参拝者が多い縁日です。

新年会では所長訓示から始まり、事務所の各部門・委員会の目標及び方針発表、各職員の抱負及び決意表明を行い、今年の決意を確認しました。



今年の年男

S42生まれ

春山 和彦 増田 彰

【昭和 42 年の出来事】

- 2月1日 森永製菓が「チョコボール」を発売。
 - 7月 タカラが「リカちゃん人形」を発売。着せ替え人形のベストセラー商品となる。
 - 10月1日 深夜放送の代名詞的存在である、ニッポン放送系のラジオ番組「オールナイトニッポン」が放送開始。
- 同年生まれの有名人・・・三浦知良（サッカー選手）
清原和博（元プロ野球選手）

S54生まれ

久保 孝一

星野 秀明 影山 智史

【昭和 54 年の出来事】

- 4月1日 テレビ埼玉開局。
 - 4月14日 西武の本拠地、西武ライオンズ球場（埼玉県所沢市）完成。
 - 11月18日 第1回東京国際女子マラソンが開催される（国際陸上競技連盟初公認の女子マラソン）。
- 同年生まれの有名人・・・阿部慎之助（プロ野球選手）
仲間由紀恵（女優、歌手、タレント）

確定申告についてのお願い

平成26年分の所得税の確定申告の受付がいよいよ始まります。

つきまして、当社の各担当から、皆様の申告に必要な書類の提出をお願いすることになります。皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

① 源泉徴収票

② 医療費の領収書等

※医療費が10万円または所得金額の5%を超える場合

③ 生命保険料控除証明書

④ 地震保険料控除証明書

⑤ 健康保険料や国民年金等の社会保険料の納付明細

(国民年金については証明書が必要となります。)

⑥ 寄付金控除の証明書

⑦ 扶養親族について異動がある場合はその旨お知らせください。

⑧ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

※住宅借入金等に係る税額控除を受ける方(年末調整で控除された方は除く。)

⑨ 税務署から送付された確定申告書

※税務署から送付のあった申告書・決算書用紙は、必ず保管しておいて下さい。

(前年に電子申告にて個人所得税の確定申告をされた場合、税務署から申告書・決算書用紙の送付はありません。)

下記の収入のある方は、上記に併せて書類のご用意をお願いします。

事業を営んでいる方

- ・預金残高証明書 ・借入金残高証明書 ・棚卸表 ・売掛金明細(未収金)
- ・買掛金明細(未払金・未払費用) ・事業に関する通帳の写し

不動産収入のある方

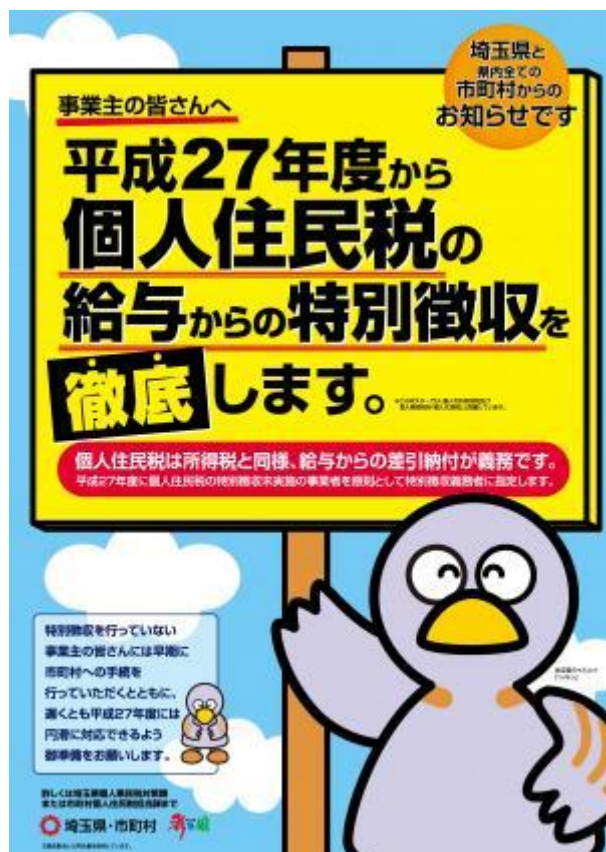
- ・不動産収入明細 ・不動産支払調書 ・固定資産税課税台帳(名寄帳)
- ・契約書、経費領収書 ・借入金返済予定表(支払利息の表示あり)

平成26年中に土地・家屋等を売却した方

- ・売買契約書 ・仲介手数料等の領収書 ・登記簿謄本 ・取得時の売買契約書 等

ご不明な点がございましたら、**当社担当者まで**お気軽にお尋ねください。

住民税の特別徴収について



原則としてパート・アルバイト等を含むすべての従業員から特別徴収する必要があります。

特別徴収制度は法律で規定されたものですので、事業主（給与支払者）や従業員の意思で、特別徴収するか否かを選択することはできません。

ただし、次の例外を除きます。

次の理由（A～E）に該当する場合は、普通徴収（従業員が自分で納付）とすることができます。（当面、普通徴収が認められます。給与支払報告書の提出時に「普通徴収該当理由書」を提出してください。）

- A. 総従業員数が2人以下の事業所
- B. 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方（乙欄該当者）
- C. 給与が毎月支給されていない方（不定期受給）
- D. 専従者給与が支給されている方（個人事業主のみ対象）
- E. 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定の方

所得税に比べ、事業主（給与支払者）の事務負担が少なくてすみます。

所得税のように税額を計算したり、年末調整をする必要はありません。市町村が税額計算を行い、従業員ごとの税額を通知します。

従業員が常時10人未満の場合は、市町村長の承認を受け、年12回の納期を年2回とする制度があり、事務を軽減することが可能です。

特別徴収は、従業員のさまざまな負担を軽減することができます。

普通徴収の納期が原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回ですので、従業員の方が1回当たりに負担する金額が少なくてすみます。

従業員の方がわざわざ金融機関等へ納税に向く手間を省くことができます。また、住民税の納め忘れにより、従業員の方に延滞金が発生する心配がありません。



埼玉県 HP より引用・転載（H27.1.29 現在）